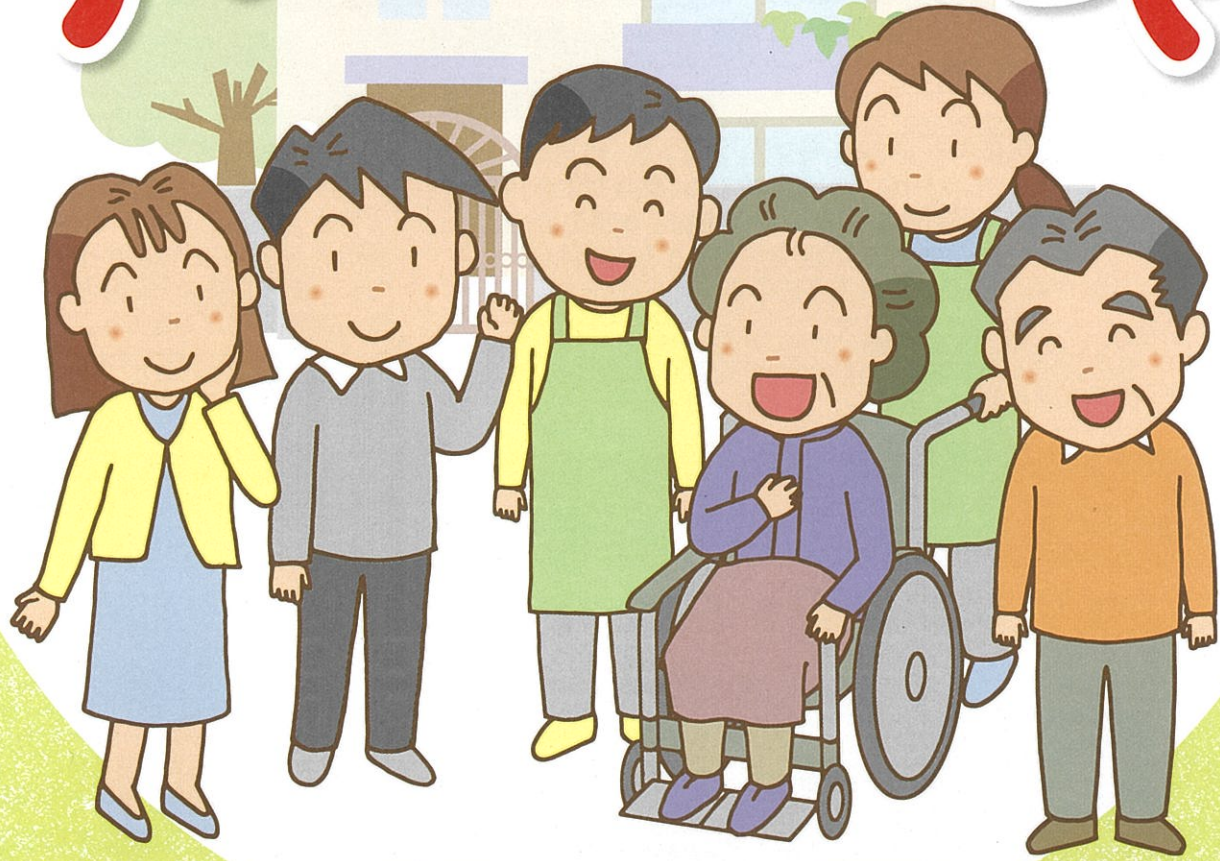


知って安心!

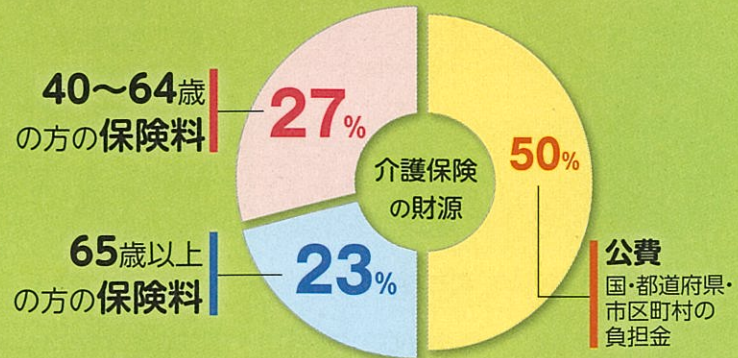
# 介護保険



## \* 介護保険はみなさんと社会全体で支えている制度です

介護保険の財源は、国・都道府県・市区町村が半分を負担し、残りの半分は介護保険の加入者の保険料負担により構成されています。

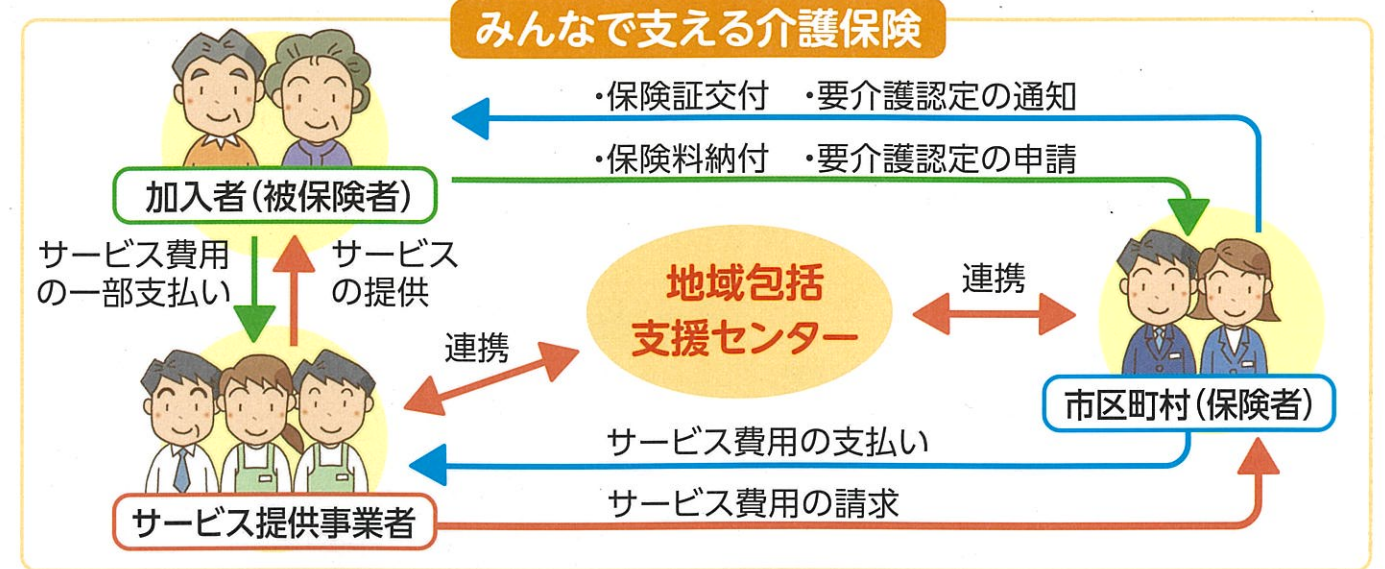
介護が必要となったときに、安心して介護サービスが受けられるよう保険料は必ず納めましょう。



- 要介護申請等について ..... おいらせ町介護福祉課 (電話：0178-56-4705)
- 高齢者の総合相談等について ... おいらせ町地域包括支援センター (電話：0178-56-2132)
- 介護保険料について ..... おいらせ町税務課 (電話：0178-56-4704)

## \* 介護保険のしくみ

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。40歳以上の方が加入者として保険料を出し合い、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。自立や改善を目指して上手に利用しましょう。



## \* 介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

### 65歳以上の方 (第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは **介護が必要と認定された方**です。  
(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず介護サービスの対象となります。)

介護保険証は65歳の誕生日前に交付されます。

### 医療保険に 40~64歳の方 加入している (第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは **老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方**です。

介護保険証は、要介護・要支援の認定を受けた方などに交付されます。

### 特定疾病

- **がん** (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

### 負担割合証が発行されます!

要介護・要支援の認定を受けた方、総合事業の事業対象者と判定された方に、利用者の負担割合(1割、2割、3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担割合	適用期間
期	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
期	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	



# ＊介護サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です



## 1 要介護認定の申請



本人または家族が、市区町村の介護保険担当窓口で申請をします

＊地域包括支援センターや法令で定められた居宅介護支援事業者または介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要な書類・用意するもの

- 要介護・要支援認定申請書 (市区町村の窓口にあります)
- 本人のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- 介護保険被保険者証(介護保険証) (65歳になった時点で交付されます)
- 申請者の身元が確認できるもの (運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- 主治医の氏名、医療機関がわかるもの

40歳～64歳までの方(第2号被保険者)が申請する場合は、加入している医療保険の被保険者証が必要です

申請前にサービスを受けた場合

やむをえない理由や緊急の場合などで、要介護認定の申請をする前に介護サービスを受けた場合は、一旦全額自己負担となりますが、認定後の申請で認められれば、費用の保険給付分があとで市区町村から支給されます。

#### 地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントを行います。高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止などの権利擁護などを行う地域の拠点で、市区町村に設置されています。

#### 居宅介護支援事業者

市区町村の指定を受けて、ケアマネジャー(介護支援専門員)を配置しています。希望するサービスの相談を受けて、サービス提供事業者と連絡・調整を行います。

## 2 本人の状態を調査



調査員が自宅などを訪問し、本人の心身の状態などを調査します

## 3 審査・判定を行う

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会が審査・判定します



## 4 要介護度の認定

市区町村が認定を行い、原則として申請から30日以内に市区町村から認定結果通知書と介護保険証が届きます

！通知書と介護保険証の内容を確認しましょう

確認すること 要介護状態区分(非該当(自立) 要支援1・2 要介護1～5)、認定の有効期間、支給限度額、介護認定審査会の意見など。

### 要介護認定で非該当となった方は

基本チェックリスト\*による判定を受け、「事業対象者」に該当すると、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。非該当と判定された方は「一般介護予防事業」を利用できます。

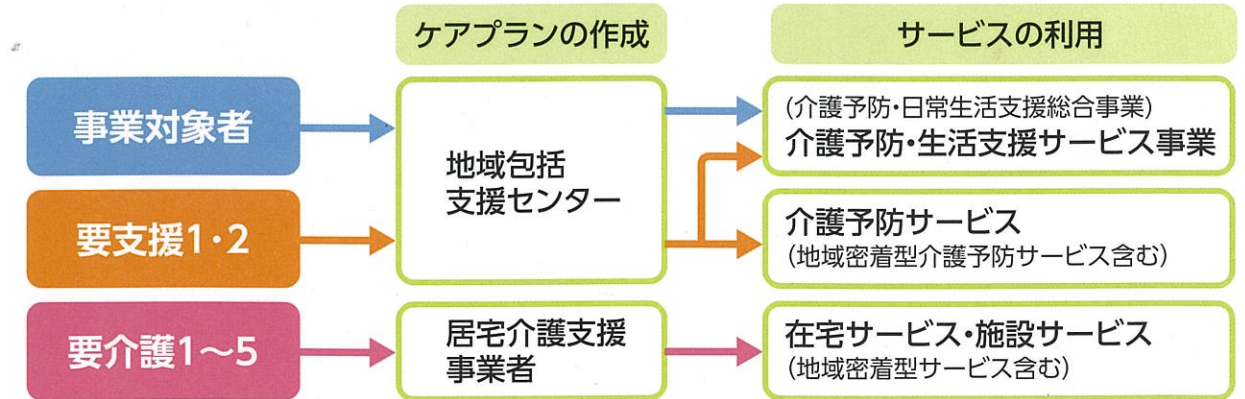
\*日常生活の状況および心身の状態に関する質問により介護が必要な状態が確認するものです。お住まいの地域包括支援センターなどにご相談ください。

### 認定結果に納得できないときは

まず市区町村の窓口にご相談します。その上で納得できない場合には、通知があった日の翌日から3ヵ月以内に、都道府県の「介護保険審査会」に申し立てができます。

## 5 ケアプランの作成とサービスの利用

介護サービス計画(ケアプラン)を立て、サービスを利用します



## 6 更新申請について

引き続きサービスを利用したい場合には、介護保険証に記載の認定の有効期間が終了する前に、更新の申請をしましょう

\*心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変わったときは、いつでも変更の申請ができます。

要介護状態区分等	認定年月日	年月日
認定の有効期間	年月日～	年月日
居宅サービス等	区分支給限度基準額	年月日～
1月当たり	年月日～	年月日
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額

介護保険証の一部



# ✿ 要支援1・2の方が利用できるサービス

# ✿ 要介護1～5の方が利用できるサービス

介護サービスを上手に利用して要介護度の改善、自立に努めましょう

## 介護予防サービス

### 自宅で利用するサービス

#### 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で介護予防を目的とした入浴サービスを行います。



#### 介護予防訪問リハビリテーション

専門職が介護予防を目的としたリハビリテーションなどを行います。

#### 介護予防訪問看護

看護師などが介護予防を目的とした療養上のお世話などを行います。

#### 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが介護予防を目的とした療養上の管理を行います。

### 施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

#### 介護予防短期入所生活介護 共 介護予防短期入所療養介護

短期間、施設などに入所して、介護予防を目的とした介護や看護などを受けます。

#### 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

医療機関や介護老人保健施設などに通い、介護予防を目的としたリハビリテーションなどを受けます。

### その他のサービス

#### 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの入居者が、介護予防を目的とした介護や療養上の世話を受けます。

#### 介護予防福祉用具貸与

貸出料の一部を負担して福祉用具が借りられます。

#### 特定介護予防福祉用具購入

排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具を費用の一部を負担して購入できます。

#### 介護予防住宅改修費の支給

小規模な住宅改修に対して、費用の一部を負担して改修できます。

## 地域密着型介護予防サービス

※介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援1の方は原則として利用できません。

#### 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

#### 介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、在宅や通いや短期入所サービスを組み合わせ、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

#### 介護予防認知症対応型共同生活介護※ (グループホーム)

認知症の高齢者が少人数で共同生活をして、介護予防を目的とした介護や機能訓練などを受けます。

## 介護予防・日常生活支援総合事業とは

要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と65歳以上の方が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。みなさんの**介護予防と日常生活の自立を支援します**。

### 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援と認定された方および事業対象者と判定された方が対象となります。下記のサービスなどを受けます。

#### 訪問型サービス

身体介護や生活支援など

#### 通所型サービス

運動やレクリエーションなど

#### その他の生活支援サービス

配食や見守りなど



### 一般介護予防事業

筋力向上、口腔機能の向上、栄養改善など、主に指導教室等への通いで参加することができます。

※要介護認定で要介護1～5に認定される以前よりサービスを利用していた方も、市区町村が必要と判断すれば、引き続きサービスの利用を受けられる場合があります。

## 共 共生型サービス

障がいのある方が介護保険を利用する場合、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

## 在宅サービス

### 自宅で利用するサービス

#### 訪問介護 共 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが身体介護(食事、排せつ、入浴などのお世話)や生活援助(部屋の掃除や洗濯、食事の準備など)を行います。

#### 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで入浴サービスを行います。

#### 訪問リハビリテーション

専門職がリハビリテーションを行います。

#### 訪問看護

看護師などが療養上のお世話などを行います。

#### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理や指導を行います。

### 施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

#### 通所介護(デイサービス) 共

デイサービスセンターなどに通い、介護などを受けます。

#### 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などに通い、リハビリテーションを受けます。

#### 短期入所生活介護(ショートステイ) 共 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

短期間、施設などに入所して、食事・入浴などの介護や看護などを受けます。

## 地域密着型サービス

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、要介護1・2の方は原則として利用できません。

#### 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けます。

#### 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、日常生活上の介護などを行います。



#### 小規模多機能型居宅介護

在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受けます。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の介護や療養上の世話を受けます。

#### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活をしながら、介護や機能訓練などを受けます。

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※

小規模な特別養護老人ホームなどに入所している方が、日常生活上の介護や療養上の世話を受けます。

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による対応で、介護と看護の連携したサービスを受けます。

#### 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一つの事業所からサービスを受けることができます。

#### 地域密着型通所介護 共

小規模の通所介護施設に通い、日帰り入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

## 施設サービス

※介護老人福祉施設は、要介護1・2の方は原則として利用できません。

リハビリが必要な方	日常的に介護が必要な方	医療ケアが必要な方	医療ケアと介護を提供
介護老人保健施設	介護老人福祉施設※ (特別養護老人ホーム)	介護療養型医療施設 (2023年度末まで)	介護医療院



# 介護保険料の決め方・納め方

# サービスにかかる費用

65歳以上の方

## 決め方

▶▶▶ 所得に応じて決まります

65歳以上の方の介護保険料(令和3年度～令和5年度)				
段階	町民税の課税状況	所得段階	保険料	
			月額平均	年額
第1段階	非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	1,980円	23,760円
第2段階		合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	3,300円	39,600円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	4,620円	55,440円
第4段階	課税世帯 (本人非課税)	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	5,940円	71,280円
第5段階		合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	6,600円	79,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	7,920円	95,040円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	8,580円	102,960円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	9,900円	118,800円
第9段階		合計所得金額が320万円以上430万円未満	11,220円	134,640円
第10段階		合計所得金額が430万円以上	12,540円	150,480円

※合計所得金額は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額となります。  
 ・第1段階から第5段階までの合計所得金額は、さらに公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。  
 ・第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

## 納め方

▶▶▶ 年金年額によって変わります

### 年金年額 18万円以上 の方

年金の定期払い(年6回)の時に、天引きされます(特別徴収)。

\*特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年金年額18万円以上でも、こんなときは市区町村へ自分で納めます。

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき など

### 年金年額 18万円未満 の方

市区町村から送付される納付書の納期に従って、個別に納めます(普通徴収)。

普通徴収の方は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

40歳～64歳の方

## 決め方

### 国民健康保険に加入している方

国民健康保険料(税)と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。

## 納め方

医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料(税)として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険などに加入している方

加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と所得に応じて決められます。

医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

保険料を納めないでいると...

1年以上滞納すると

介護サービス費用の支払い方法が変更されます(償還払い)。

1年6ヵ月以上滞納すると

保険給付が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。

サービスを利用した場合、原則として費用の一部を負担し、残りは介護保険から給付されます。

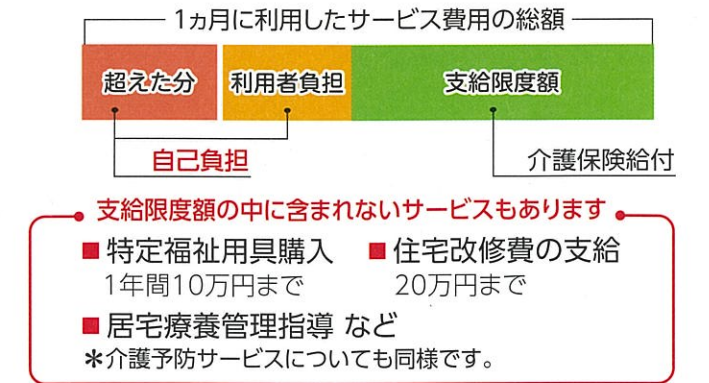
年金収入等	280万円未満	280万円以上 ※1	340万円以上 ※2
負担割合	1割	2割	3割

※1 合計所得金額160万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額280万円(単身世帯の場合、2人以上の世帯の場合346万円)以上。  
 ※2 合計所得金額220万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額340万円(単身世帯の場合、2人以上の世帯の場合463万円)以上。

## 在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

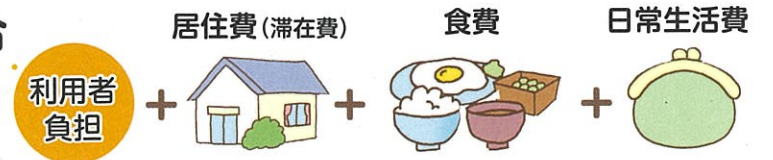
在宅サービス・介護予防サービスは要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。ただし、施設に通ったり宿泊・入居したりするサービスについては、食費や滞在費などの費用も自己負担となります。

要介護状態区分	支給限度額(1ヵ月)
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円



## 施設サービスを利用した場合

施設サービス費用の一部と居住費(滞在費)、食費、日常生活費が利用者負担となります。



利用者負担が高額になったら? 世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額(月額)が、下表の一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

利用者負担段階区分	令和3年7月まで	令和3年8月から
	上限額(世帯合計)	上限額(世帯合計)
年収約1,160万円以上*1		140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満*1	44,400円	93,000円
年収約383万円～約770万円未満*1		44,400円
・一般(住民税課税世帯で現役並み以外)	44,400円	44,400円
・世帯全員が住民税非課税の方など	24,600円	24,600円
・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	個人15,000円	個人15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	個人15,000円 15,000円	個人15,000円 15,000円

\*1 現役並み所得相当

介護保険と医療保険\*2の自己負担が高くなったら?

介護保険と医療保険の上限額を適用したあとに、世帯内で1年間の自己負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます(高額医療合算介護サービス費)。

\*2 医療保険とは国保、職場の健康保険、後期高齢者医療制度などのことです。

\*当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社 禁無断転載 89068



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法 適合印刷物です